

新型コロナウイルス感染症の影響による、令和3・4年度 佐渡市建設工事入札参加資格審査申請における取扱いについて

令和2年10月
佐渡市 財政課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、令和3・4年度佐渡市建設工事入札参加資格審査申請に係る手続きについて、下記のとおり取り扱うこととします。

1 入札参加資格審査申請書等の提出方法について

佐渡市内に本店又はその他営業所のない市外建設業者の方は、なるべく郵送により申請書の提出をお願いします。

2 納税証明書について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、国税や佐渡市税が猶予されている場合、次のとおり納税の猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。

- 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書（その1）」

- 佐渡市の市税
「徴収猶予の許可通知書の写し」

3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされました。（建設業法施行規則の一部改正により）

このことから、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出にあたっては、通知書に記載の審査基準日が平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日であれば、令和2年5月29日から令和3年1月31日までは有効な通知書として取り扱うこととします。